

# 学長選考規程

## 第1章 総則

(学長となりうる者)

第1条 学長となりうる者は、専任の教授及び准教授とする。ただし、任期中に、教職員定年に関する規程第1条に定める定年を迎える者は除く。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は3年とし、4月1日に始まり第3年度の3月31日をもって満了するものとする。再任を妨げない。ただし、引き続き3期9年を超えることはできない。

2 第3条第3項の規定に従って選出された学長の任期については、その就任の日から当該年度の3月31日までの期間を1年として計算する。その任期は就任の時期にかかわらず第3年度の3月31日をもって終るものとする。

(学長選考の場合及び時期)

第3条 学長の選考は次の場合にこれを行う。

1 学長の任期が満了するとき

2 学長が任期満了に先立ってその任を退いたとき

3 学長が欠けたとき

2 前項第1号の場合においては、任期満了の3ヶ月以前に学長の選考を終了しなければならない。

3 第1項第2号及び第3号の場合においては、副学長は1ヵ月以内に学長選考の手続を開始しなければならない。

## 第2章 学長選考の方法

(学長選考の順序と期間)

第4条 学長の選考は、第一次選挙、除斥投票及び第二次選挙の順によりこれを行う。

### 第1節 第一次選挙

(選挙権)

第5条 第一次選挙は、第1条に規定された者について、専任の教授・准教授・助教及び専任講師がこれを行う。

(選挙の方法)

第6条 第一次選挙は、3名連記、無記名投票によりこれを行い、得票20票以上の者のうち上位5名までを学長候補者リストにかかげる。ただし末位に得票同数の者が2名以上あり、上位5名を定めることができない場合には、末位の得票同数の者をすべて学長候補者リストにかかげるものとする。

2 前項の選挙は選挙権者総数の3分の2以上の投票がなければならない。

(リスト掲載者の紹介)

第7条 第6条第1項のリストにかかげられた者(以下「リスト掲載者」という。)については、その学歴及び職歴を、文書をもって、除斥投票の投票権者及び第二次選挙の選挙権者に周知させなければならない。

### 第2節 除斥投票

(除斥投票の意義)

第8条 除斥投票は、リスト掲載者について、学生の総意を徴するためにこれを行う。

(除斥投票の方法)

第9条 学部学生及び大学院学生は、リスト掲載者について適任でないと認められる者があるときは、除斥の意思を無記名投票によって表明することができる。

2 リスト掲載者のうち、除斥票が前項の投票権者の総数の過半数に達した者は、リストから除かれる。

### 第3節 第二次選挙

(選挙権及び被選挙権)

第10条 第二次選挙は、第9条の規定により除斥されなかったリスト掲載者について、大学若しくは大学に関係のある専任の教職員が、これを行う。

(選挙の方法)

第11条 第二次選挙は単記、無記名投票によりこれを行い、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。最高得票者が投票総数の過半数に達しない場合は、上位2名について再投票を行い、上位者を当選者とする。ただし、2名の得票数が同一の場合は、被選挙資格の取得時による先任順によって当選者を決定し、被選挙資格の取得時も同一の場合は、生年月日による年長者を当選者とする。

2 前項の選挙は、選挙権者総数の4分の3以上の投票がなければならない。

### 第3章 当選者の推薦

第12条 前条によって決定した当選者を、学長又は副学長は、院長を経て理事会に推薦する。

### 第4章 当学長選考の管理

(選考管理委員会及びその構成)

第13条 学長選考の管理を行うため、選考管理委員会を設ける。

- 2 選考管理委員会は、各学部教授会及び専門職大学院各研究科教授会において選出された者各1名及び学長直属教員のうちから選出された者1名、計14名の委員をもって構成する。
- 3 選考管理委員会は委員の互選により委員長を定める。
- 4 委員長は委員会を召集し、その議長となり、学長選考管理委員会の事務を統理する。
- 5 選考管理委員がリスト掲載者になったときは、委員を退くものとし、その委員の選出母体はすみやかにこれにかわる委員を選出しなければならない。

(選考管理委員会の職務)

第14条 選考管理委員会は次の職務を行う。

- 1 第一次選挙、除斥投票及び第二次選挙の期日若しくは期間並びに投票の方法を決定し、これを公示すること
- 2 被選挙権者名簿・選挙権者名簿及び除斥投票資格者名簿を作成し、これを関係者の縦覧に供し、異議申立について決定すること
- 3 投票及び開票を管理し、立会人を定めること
- 4 第7条に定めるリスト掲載者の紹介を行うこと
- 5 除斥投票の結果は、これを関係者の縦覧に供すること
- 6 第二次選挙の被選挙権者を確認すること
- 7 当選者を確認し学長又は副学長に報告すること
- 8 その他学長選考に関する一切の業務を行うこと

(選考管理委員会の会議)

第15条 選考管理委員会の会議は、委員の4分の3以上の出席を必要とし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第16条 学長選考の実施に関する細則はこれを別に定める。

### 第5章 規程の改正

第17条 本規程の改正は、大学評議会の議に基づき、理事会の承認を要する。

- 2 前項の議決には出席評議員の3分の2以上の同意を要する。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず第2章第2節及び第14条第5号の規定の改正は、第9条第1項に定める者の過半数の反対ある場合には、これを行うことができない。

### 附 則

- 1 この規程は、1972年（昭和47年）9月14日から改正施行する。

略

- 18 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。

## 学長辞任請求規程

### 第1章 総則

(辞任請求権)

第1条 教職員並びに学生は、本規程の定めるところにより、学長の辞任を請求することができる。

(管理)

第2条 本規程に基づく事務を管理させるために、学長辞任請求管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会の構成並びに会議に関する規程は、別にこれを定める。

### 第2章 教職員による学長辞任請求

(辞任請求の方法)

第3条 大学若しくは大学に関係のある部局に、専任として、ひきつづき6ヵ月以上勤務している教職員は、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の辞任を請求することができる。

- 2 前項の規定による学長辞任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長辞

任請求署名簿の交付を申請しなければならない。

- 3 前項の請求があったときは、管理委員会は、学長辞任請求代表者が第1項に規定する辞任請求権者であることを確認の上、これに前項の署名簿を交付し、かつ、その旨を公示しなければならない。
- 4 学長辞任請求署名簿に署名した者の数が、辞任請求権を有する者の総数の3分の1以上の数になったときは、学長辞任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から40日以内に行わなければならない。

(署名の審査・署名簿の縦覧)

- 第4条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は、10日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。
- 2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人(第3条第1項の辞任請求権者をいう。以下同じ)の縦覧に供さなければならない。
  - 3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、これを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。
  - 4 前項の規定による異議申立があったときは、管理委員会は、縦覧期間満了後7日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

(辞任請求成否の認定)

- 第5条 管理委員会は、前条第3項の異議申立がなかったときは、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があったときは、前条第4項による決定の日の翌日に、辞任請求が成立したか否かを認定し、その結果を公示しなければならない。

(辞任請求に関する賛否の投票)

- 第6条 管理委員会は、辞任請求の成立を公示したときは、その日から30日以内に辞任請求に関する賛否を問うため、これを大学若しくは大学に関係ある部局に、専任としてひきつづき6ヵ月以上勤務している教職員の投票に付さなければならない。

- 2 前項の投票は無記名投票とする。

(辞任)

- 第7条 前条に規定する投票の結果、辞任請求に賛同する者が投票権者(前条に規定する教職員をいう。)の総数の過半数に達したときは、学長は辞任しなければならない。

(辞任請求の制限期間)

- 第8条 辞任請求は、学長の就任のときから1年間及び第6条の規定による投票の日から1年間は、これを行うことができない。

### 第3章 学生による学長辞任請求

(辞任請求の方法)

- 第9条 ひきつづき6ヵ月以上在学している学部学生及び大学院学生は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の辞任を請求することができる。

- 2 前項の規定による学長辞任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長辞任請求者署名簿の交付を申請しなければならない。
- 3 前項の請求があったときは、管理委員会は、学長辞任請求代表者が第1項に規定する辞任請求権者であることを確認の上、これに前項の署名簿を交付し、かつその旨を公示しなければならない。
- 4 学長辞任請求者署名簿に署名した者の数が、辞任請求権を有する者の総数の5分の1以上の数になったときは、学長辞任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から40日以内に行わなければならない。

(署名の審査・署名簿の縦覧)

- 第10条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は10日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。
- 2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人(第9条第1項の辞任請求権者をいう。以下同じ)の縦覧に供さなければならない。
  - 3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人はこれを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。
  - 4 前項の規定による異議申立があったときは、管理委員会は、縦覧期間満了後7日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

(辞任請求成否の認定)

- 第11条 管理委員会は、前条第3項の異議申立がなかったときは、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があったときは、前条第4項による決定の日の翌日に、辞任請求が成立したか否かを

認定し、その結果を公示しなければならない。

(辞任請求に関する賛否の投票)

第12条 管理委員会は、辞任請求の成立を公示したときは、その日から30日以内に、辞任請求に関する賛否を問うため、これをひきつづき6ヵ月以上在学している学部学生及び大学院学生の投票に付さなければならない。

2 前項の投票は無記名投票とする。

(辞任)

第13条 前条に規定する投票の結果、辞任請求に賛同する者が投票権者(前条に規定する学生をいう。)総数の過半数に達したときは、学長は辞任しなければならない。

(辞任請求の制限期間)

第14条 辞任請求は、学長の就任のときから6ヵ月間及び第12条の規定による投票の日から1年間は、これを行うことができない。

#### 第4章 規程の改正

第15条 本規程の改正は、大学評議会の議に基づき、理事会の承認を要する。

2 前項の議決には、出席評議員の3分の2以上の同意を要する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3章の規定の改正は、学部学生及び大学院学生の過半数の反対ある場合には、これを行うことができない。

#### 附 則

1 管理委員会は、学長室に常置するものとする。

略

11 この規程は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。

## 学長辞任請求管理委員会規程

(学長辞任請求管理委員会の構成)

第1条 学長辞任請求規程(以下「規程」という。)第2条に定める学長辞任請求管理委員会(以下「管理委員会」という。)は各学部教授会及び専門職大学院各研究科教授会において選出された者各1名、学長直属教員のうちから選出された者1名、及び大学若しくは大学に関係のある専任の職員のうちから選出された者3名、計14名の委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員を生じた場合は直ちにこれを補充しなければならない。補充によって委員となった者の任期は前任者任期の残存期間とする。

3 管理委員会は委員の互選により委員長を定める。

4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となり、管理委員会の事務を統理する。

(管理委員会の職務)

第2条 管理委員会は次の職務を行う。

学長辞任請求をしようとする代表者が学長請求署名簿(以下「署名簿」という。)の交付を申請したとき、その者の資格を確認しこれに署名簿を交付すること。

2 署名簿を交付したときは、その旨を公示すること。

3 提出された署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定すること。

4 提出された署名簿を関係人の縦覧に供し、署名簿の署名に関し異議申立について決定すること。

5 辞任請求の成否を認定し、その結果を公示すること。

6 規程第6条及び第12条に基づく賛否の投票を管理すること。

(管理委員会の会議)

第3条 管理委員会の会議は、委員の4分の3以上の出席を必要とし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(規程の改正)

第4条 本規程の改正は大学評議会の議決を要する。

#### 附 則

1 第1条にいう専任職員とは職制第2章第2条及び第3章第60条に規定された職員をいう。

2 学長、副学長、学長が選任する役職者及び大学事務統轄は第1条に規定する委員になることができない。

略

9 この規程は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。